

雇児発 0601 第 5 号
平成 28 年 6 月 1 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令
の施行に伴う法令上の所要の整理について (通知)

この度、「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 6 号。以下「改正政令」という。)の施行に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 23 号)、「消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 236 号)及び「租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件」(平成 28 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)を本日施行し、保育関係の規定について所要の整理を行ったところである。

その改正の内容は下記のとおりであり、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

記

1. 改正概要

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 32 条第 8 号ロの表、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 28 条第 7 号ロの表及び第 43 条第 8 号ロの表、「消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」(平成 17 年厚生労働省告示第 128 号)第 4 の 2 のロの表並びに「租税特別措置法施行規則

第 23 条の 5 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項」(平成 25 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号) 第 4 の 2 の口の表について、以下の改正を行うものであること。

(1) 保育所等の保育室を 2 階以上に設ける場合にあつては、避難用の屋内階段等を設置することと規定している。当該規定において引用する建築基準法施行令第 123 条第 3 項の号番号が改正されたことに伴い、形式的整理を行った。

(2) 保育所等の保育室を 4 階以上に設ける場合にあつては、建築基準法施行令第 123 条第 3 項に規定する構造を有する屋内階段等を設置することと規定しており、従前より、当該屋内階段については、屋内と階段室がバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとしている。

昨今の排煙技術の発展により排煙方式が多様化していることを踏まえて、同項に規定する特別避難階段について、階段室に排煙設備等を設けること等でも足りることとされたところであり、保育室を 4 階以上に設ける場合に設置する屋内階段の排煙設備についても同様の取扱いとする改正を行った。

2. 施行期日又は適用日

改正政令の施行の日(平成 28 年 6 月 1 日)から施行又は適用するものであること。

本件担当：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111(代表) 内線 7928

FAX：03-3595-2674

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（設備の基準） 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一〜七 （略） 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。 イ （略） ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>			
階	区分	施設又は設備	
二階	常用	（略）	
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては	
階	区分	施設又は設備	
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては	

四階		三階	
常用	避難用	常用	
(略)	<p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 (略)</p>	(略)	<p>、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）</p> <p>2・4 (略)</p>

四階		三階	
常用	避難用	常用	
1	<p>3 屋外階段</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p>	<p>4 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>	<p>、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p>

以上	
避難用	
<p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）。</p> <p>2・3 (略)</p>	
以上	
避難用	
<p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）。</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>	<p>号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>

改 正 案

現 行

		<p>（設備の基準）</p> <p>第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>	
		<p>（設備の基準）</p> <p>第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>	
	二階	階	施設又は設備
	常用	区分	
避難用			
	（略）		
	二階	階	施設又は設備
	常用	区分	
避難用	1	1 屋内階段	施設又は設備
	2	2 屋外階段	
段	1	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又 は同条第三項各号に規定する構造の屋内階	

		四階以上の階	三階			
避難用		常用	避難用	常用		
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又		(略)	(略)	(略)		

		四階以上	三階			
避難用		常用	避難用	常用		
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又		1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	

<p>は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）。</p> <p>2・3 (略)</p>

第四十三条 (略)

<p>は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>

第四十三条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

- イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

四階以上 の階	三階	二階	階
常用	避難用	常用	区分
(略)	(略)	(略)	施設又は設備

四階以上 の階	三階	二階	階
常用	避難用	常用	区分
2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各内階段 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	3 屋外階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	4 屋外階段 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 2 待避上有効なバルコニー 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段 1 屋内階段 施設又は設備

	避難用	<p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）。</p> <p>2・3 (略)</p>
	避難用	<p>号に規定する構造の屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>